

会 議 名 称	令和6年度第2回大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会
開 催 日 時	令和6年10月8日（火） 14時00分から15時55分まで
開 催 場 所	池田市中央公民館 大ホール
出 席 者	【委員】会長：◎、副会長：○ ◎三星委員、高橋委員、暮部委員（欠）、大南委員、中村委員（代理田頭様）、池田委員、齊藤委員、○和佐委員、糸賀委員、田邊委員 【担当市町等】 豊中市、吹田市、摂津市、能勢町、大阪府、池田市 【事務局】池田市福祉部高齢・福祉総務課 課長 石井、主事 中岡、田籠 【傍聴者】 なし
議 事 内 容	<u>1 開 会</u> 三星会長による進行。 （事務局） 資料の確認。 急遽追加で福祉有償運送の登録に関する処理方法についての案件が発生したこと説明。 委員に配付した申請書類は個人情報のため、会議後回収する旨説明。 委員10名中9名が出席のため会議が成立している旨説明。 <u>2 申請書類の審査</u> <u>（1）豊中市 1件（変更1件）</u> □特定非営利活動法人 おお樹に・・・資料1 （事業者） 「特定非営利活動法人 おお樹に」による自己紹介と変更点の説明。変更点は、2種免許取得者の採用により、運転手を追加するもの。 （会長） 適性診断書を見てどう感じているか。 （事業者） 性格通りの結果だと思う。少し慎重になりすぎたのかなというところはある。 （高橋委員） 適性診断書について、詳細な分析事項が載っている資料はないのか。 （事業者） ドライビングスクールに入るときに適性検査を受けて受け取ったのがこの資料で、他のものはないと思う。 （高橋委員） 通常の適性診断書は項目ごとの分析結果が載っているはず。そのような補足資料を提出できないか。

	(事業者) ドライビングスクールではもらっていないと思う。 (会長) 点数だけでは判断できず、詳細事項があることが望ましい。 (和佐会長) どれくらい稼働しているか。 (事業者) 短いのも含め週6日くらいで稼働している。 (中村委員（代理田頭様）) 国土交通省で承認している適性検査の実施機関がある。その診断を受け、自己分析をしてもらうとよいと思う。 (会長) 今回提出いただいた適性診断書では判断がつかない。ご自身のためにもその機関で適性検査を受けていただきたい。 (高橋委員) 申請書類に「運転記録証明書または無事故・無違反証明書（写し）」がなかったが、その理由は。また同じく「講習修了を証する書類（写し）」についてもなぜか。 (事業者) 書類を揃えたものが本日不在で回答できない。 (会長) 書類を整えた方が当事者能力を持っているため審査が難しい。 本日協議はするが、条件が付く可能性がある。 (豊中市) 運転者がゴールド免許を持っているため、不要であると事務局には確認している。 (中村委員（代理田頭様）) 運転者の要件として、直近運転免許の停止を受けていないかが分かれば良い。 免許の更新日はいつか。 (事業所) 今年の8月。 (中村委員（代理田頭様）) それであれば「運転記録証明書または無事故・無違反証明書（写し）」は不要。 「講習修了を証する書類（写し）」については、2種免許を持っていれば不要。 ただし、セダン車を使用される場合はセダン講習を受ける必要がある。 福祉車両を使うのであれば不要。 (高橋委員) 使用する自動車の欄のセダン車にチェックが入っているがどうか。 (事業者) 記入ミスである。セダン車は使っていない。
--	---

	(大南委員) 適性検査の全平均値の相対評価が遅いという評価になっているが、生活の中で思い当たることはあるか。 (事業者) 特に思い当たることはない。 (会長) 自分自身のためにも適性検査を受け、自己分析をしてほしい。 では内容について確認ができたので、事業者は退出をお願いします。 ＜事業者一旦退出＞ (会長) 当事者能力がある方がいないため、無条件で協議が調ったとはできないと思う。 (中村委員（代理田頭様）) 詳細を説明できる方がいる方が好ましい。 (会長) セダンの訂正の件も本当にそうなのかわからない。 ただ、それほど重大な疑念でもないため書類が調ったら皆様に共有する形で良いか。 (委員一同) 委員へ共有ではなく、会長に判断を一任する。 ＜事業者再度入室＞ (会長) セダンの訂正については確認し、報告をお願いします。 適性検査については、詳細の結果が記載された書類がないか調べていただき、それを読み、自己評価を書面にて報告をお願いします。 (会長) 利用を希望される方はいるか。 (事業者) 介護タクシーの事業者に交渉し対応いただいている。 近いところは行ってくれないため、そこは対応している。 ＜事業者一旦退出＞ (会長) 近い距離は来てくれないとあったが、それは違反ではないか。 事実であれば注意をする必要がある。市では認識しているのか。 (豊中市) そういう事実があるか確認する。あれば注意する。
--	---

(2) 吹田市 1件 (更新1件)

□社会福祉法人恩賜財団 済生会支部大阪府済生会・・・資料2

(事業者)

「社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会」による自己紹介と運用状況の説明。

(和佐委員)

依頼があった場合に付添人は断っているのか。

(事業者)

断るケースはないが、別の車に乗っていただくことを説明し了承をいただいている。

(和佐委員)

付添人は同乗できないのか。

(事業者)

付添人は乗れないと認識している。他の事業所もその認識であると思う。

(会長)

付添人は同乗できるはず。

(会長)

2種の免許がない方でも福祉有償運送の運転手となれるようになる講習があるが、吹田市はそれを周知しているか。

(吹田市)

特にしていない。

(会長)

可能であればお願いしたい。

(大南委員)

免許証の再発行回数が5回となっているがこの理由は。

(事業者)

訪問の仕事をしていた際に、何度か紛失をし、再発行回数が5回となっている。

(高橋委員)

適性診断書が5年ほど経過したものであるため、改めて受講いただきたい。

(吹田市)

マニュアルで概ね5年以内のもので良いとあったため提出した。

(会長)

最新のものに差し替えをお願いしたい。

利用希望者が他の団体は増えているが、なぜ減っているのか。

(事業者)

運転手が1人になってしまったためであると考えられる。

<事業者は一旦退出>

(会長)

付添人の件について念のため確認が必要。

	(事務局) 本協議会の「福祉有償運送の実施に係る登録基準及び福祉有償運送運営協議会協議要領」の「4 旅客の範囲」に「旅客の範囲は、旅客の住所地が北摂ブロック内であり、あらかじめ登録した会員及びその付添人とし、～」と定められている。 (会長) 吹田市より事業者へ書面にて通知をお願いする。 適性診断書については、最新のものに差し替えを求める。 (高橋委員) 適性診断書は5年以内であれば良いが5年を超えているので差し替えて良いと思う。 ＜事業者再度入室＞ (会長) 付添人が同乗できないという規定はないため、今後は運用を変えるようお願いする。 適性診断書については、最新のものに差し替えをお願いする。 ＜事業者は退出＞ <u>3 その他</u> (会長) 福祉有償運送の登録に関する処理方針について改正があったため報告をお願いする。 (中村委員（代理田頭様）) 9月30日付けで改正が行われた。 3点あり、1点目は運送しようとする旅客の範囲への追記。以前から否定されるものではなかったが、わかりやすくするために追記された。 2点目は、複数乗車についての改正。以前は地域公共交通会議で複数乗車の必要性が認められる必要があったが、各事業所の判断で複数乗車を行うことが認められた。 最後に3点目は、福祉有償の更新登録の際の添付書類の省略。運転免許証や自動車検査証および自動車保険（共済）の有効期限のみの変更であれば添付を省略可となった。 <u>4 閉会</u> (会長) 連絡事項はないか。 (事務局) 次回運営協議会を12月10日に開催する旨説明。 本日の申請書類については回収するので置いて帰っていただく旨説明。
--	--